

# ○東京都市大学教育開発機構規程

平成28年4月18日  
制 定

改正 平成31年 2月25日

(設置)

**第1条** 東京都市大学(以下「本学」という。)に、教育開発機構(以下「機構」という。)を置く。

(目的)

**第2条** 機構は、本学における教育改革を推進するため、企画及び立案を行うことにより、教育の質的向上及び発展に資することを目的とする。

(構成員)

**第3条** 機構に、機構長、副機構長及び室員を置く。

- 2 機構長は、機構を統括し、機構を代表する。
- 3 機構長は、副学長の中から学長が任命する。ただし、副学長を置いていない場合は、本学専任教授の中から学長が任命する。
- 4 機構長の任期は、機構長に副学長があたる場合を除いて2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。
- 5 副機構長は、機構長を補佐し、機構長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 副機構長は、本学専任教授の中から学長が任命する。
- 7 副機構長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。
- 8 室員は、学長が任命する。
- 9 室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

(組織)

**第4条** 機構に、次の組織を置く。

- (1) 教育開発室
  - (2) 教育アセスメント室
  - (3) FD推進室
  - (4) ICT戦略室
- 2 前項の各組織に、室長を置く。
  - 3 機構長は、室員の中から室長を指名する。
  - 4 機構長は、第1項の組織の中から室員の所属を決定する。ただし、機構長の指示により、機構全体又は特定の任務に当たる場合は、この限りでない。

(運営会議)

**第5条** 機構に、教育開発機構運営会議(以下「運営会議」という。)を置く。

- 2 運営会議は、機構長が招集し、議長となる。
- 3 運営会議は、次の者で構成する。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 室長

(4) 業務若しくは役割に応じて機構長が必要と認める室員

4 運営会議は、前項に定める構成員の3分の2以上の出席で成立し、議事は出席構成員の過半数により決する。

5 機構長は、必要に応じて第3項に定める構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(連携)

**第6条** 機構は、第2条の目的を達成するため、学部学科及びその他の学内組織と緊密な連携を図るものとする。

(所管部署)

**第7条** この規程の所管部署は、事務局企画・広報室とする。

(改廃)

**第8条** この規程の改廃は、学長会議の議を経て、学長が行う。

付 則 (平成31年2月25日)

1. この規程は、平成31年4月1日より施行する。

2. この規程改正の際に、既に教育開発室員として指名されている者で特段の任命が無い場合にあつては、第3条第8項による任命があつたものと見なす。

3. 付則2に該当する者の任期は、平成30年1月1日から2年間とする。